

平成28年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第1回 障害者部会

東大和市福祉部

○事務局（小川障害福祉課長） それでは定刻となりましたので、ただいまから平成28年度東大和市地域福祉審議会第1回の障害者部会を開会させていただきます。本日の進行を担当します障害福祉課の小川といいます。よろしくお願いいたします。

先週、雪が降りまして、先週じゃなくて、日曜日ですか。非常に季節が秋がなくなっちゃって冬が来たような感じで、体調のほうも崩されがちだと思いますけれども、今年度初めての障害者部会ということで、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、事務局からのお願いです。

資料作成のために会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご発言いただく場合にはご自身の名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

次に、資料の説明をいたします。

事前にお配りしておりました資料としまして、第3次東大和市障害者計画・第4次東大和市障害者福祉計画、平成27年度実施状況報告書、こちらのほうがあります。今日はこの報告書を中心にご審議いただきたいと思います。

次に、机上配付いたしました資料のご確認をお願いします。

まず本日の次第が1部、それから障害者計画・障害福祉計画に関する国や都の動向に関する資料といたしまして、ホチキスどめされたものが4部ございます。障害者総合支援法の施行後3年をめぐりとした見直しについて、それから障害福祉計画・障害児福祉計画に係る生活目標及び活動指標について、それから障害児福祉計画に係る基本指針のポイント、それから成果目標と障害福祉サービスの見込み量との関係というような資料でございます。

それから、障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査、こちらの方がやはりホチキスどめで1部ございます。

それから、横向きの資料で次回の地域福祉審議会全体会の日程調整のための用紙でございます。こちらの方は後ほどご案内したいと思います。

それから、障害者理解促進事業というチラシ、それから総合福祉センターは〜とふる、10月に開設いたしましたは〜とふるのパンフレットでございます。資料の不足がございましたら、事務局まで申し出ていただきたいと思いますが、よろしいですか。

続きまして出欠ですが、今日は全員おそろいということでございます。開会、これから議事に入りますが、私のほうから簡単にご挨拶をさせていただきたいと思います。

来年度、次期の第4次東大和市障害者計画・第5期障害福祉計画、平成30年度から30、31、32年度の計画策定を行います。それに当たっては、この地域福祉審議会障害者部会のほうで策定の作業をしていただくということになっております。その関係で、後ほどご案内しますが、今年度事前調査ということを行いまして、それを3月末までにまとめるという予定であります。

それに伴いまして、この障害者部会で今年度中、具体的には2月ごろにその調査の概要、

結果の速報をご報告してご審議いただきたいというふうに考えております。

そして来年度の中では3回ほどこの障害者部会を設けさせていただきまして、そこで計画の案を策定していただくということになっておりますので、来年度は少し忙しい年になりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、障害者施策に係る国の動向ですけれども、後ほどご案内いたしたいと思っておりますが、せんだって国の社会福祉審議会の障害者部会で来年度以降取り組みます計画についての指針の案が示されましたので、後ほどご案内をして、これからの審議に役立てていただければというふうに思います。

この間は大きな動きというのはそれほどなかったんですけれども、これから国のほうから計画に絡んでいろいろな情報が出されると思いますので、この審議会のほうにもなるべく新しい情報をお届けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこの障害者部会の委員の中でもちょっと交代がございました。ボランティア会で委員Cさんが新しく委員になっておりますので、自己紹介ということで、皆さん紹介していただければと思いますので、部会長から時計回りでお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いします。

○部会長A 部会長を仰せつかっております部会長Aと申します。よろしく願いいたします。

現在は日本社会事業大学で教員をやっておりますけれども、大分前は、今は障害児入所施設、昔でいうと精神薄弱児施設という入所の施設で、10年ほど児童指導員などもやっております。最近では私、住まいは近くの所沢市なんですけれども、そちらのほうで法人の手伝いもしております。やっぱりここは、特に知的障害のある方たちの高齢化の問題に伴って、住まいの問題だったり、ショートステイの問題だったりグループホームに対するニーズがすごく高くなってきていて、法人としては取り組みたいんだけど、ご存じのように制度改革の中でなかなか先が見通せないなんて状況もあって、そんなこともやらせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員A 第一みんなの家の施設長をしております委員Aと申します。共同作業所連絡会から参加させていただいております。よろしく願いいたします。

○委員B 東大和障害福祉ネットワークの代表を務めています委員Bと申します。

私自身は視覚障害者なんで、あわせて東京都盲人福祉協会の東大和支部長をやっています。よろしくお願いします。

○委員C 東大和市ボランティア会の今年代表を務めております委員Cと申します。よろしくお願いします。

○委員D 玉川上水の駅の近くにありますが、東京都立東大和療育センターの事務長をしております委員Dと申します。心と体の両方に重い障害を持っておられる方々を支援するための都立施設です。どうぞよろしくお願いします。

○委員 E 委員 E と申します。私は市民公募でこちらの仕事をさせてもらっております。人の関係では比較的社会教育関係のサポートなんかもさせていただいております。よろしくをお願いします。

○小川障害福祉課長 ありがとうございます。それでは自己紹介のほうが終わりましたので、進行については部会長のほうでよろしくをお願いいたします。

○部会長 A それでは、改めましてこんばんは。よろしくをお願いいたします。

大分今日も冷え込みまして、今ラジオを聞いていたら、明日の朝は5度ぐらいということですので、できるだけスムーズに議事を進行させていただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に公開と傍聴についての件ですけれども、この審議会につきましても原則公開ということになっております。傍聴の件につきましても、部会長が決定しまして、指定する場所で傍聴することとなっておりますが、いらっしやらないということですね。今日は傍聴の方はゼロということでご確認いただきたいと思います。

それでは早速ですが、議事の1番です。第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画、平成27年度実施状況報告書、事前配付のものです。こちらについてであります。事務局のほうから説明をよろしくをお願いいたします。

○小川障害福祉課長 それでは説明をいたします。お手元に報告書のほうございますでしょうか。

1ページをおめくりいただきますと、報告実施状況の概要が書かれております。この計画につきましても、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と、それから障害者基本法に基づきます障害者計画を一体的につくったもので、計画年度は3カ年ということになっておりまして、平成27年度から29年度の計画でございます。今日ご報告いたしますのが27年度の実施状況ということですので、この計画の3カ年のうちの初年度の実施状況ということになります。

そして、その事業達成度の評価及び理由についてというところをごらんいただきたいと思いますけれども、評価の欄に数字があります。3、2、1、0とありまして、それぞれ順調、おおむね順調、着手、未着手というようなことで、この評価の仕方につきましては3カ年の中で変わる可能性もございますが、初年度ということですので、このような評価の分けを今回させていただいております。

1ページをおめくりいただきまして、1ページから36ページまでありますので、これらの中のうち目標が1から4までありますけれども、それぞれの目標ごとに取り組み項目というものがございます。それらのうち、それぞれの項目のところの欄に新規とか継続とかという記載がございますが、主に今回の計画で新規に掲載したものを中心にご説明を差し上げたいというふうに思います。

まず目標1の自立を支える基盤づくりの章のうちの1、障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進という章でございます。こちらの章の題名の中で、差別の解消というところ

ろが前計画から変わっているところですが、それと言いますのも、この1の1で障害者差別解消法に基づく取り組みというところを新たに入れております。ちょうどこの4月に障害者差別解消法が施行されました。27年度においてはその準備段階ということでの取り組みを記載させていただいております。

東大和市におきましては、27年度の実施状況のところにありますとおり、職員課と連携して職員対応要領、それから対応マニュアル、それからリーフレットの作成等の準備を行いまして、4月1日の法施行にあわせてこれらの要領やマニュアルに沿った対応ができるようにということで、27年度の取り組みを行いました。

4月に入りましてから職員向けの研修ですとか、それから市民向けの研修、講習会等を行うと同時に、リーフレットのほうを関係機関に、民生委員さんですとか、市内の事業所宛にも商工会を通じて配付する等の取り組みを行いました。そういう意味で、法施行に合わせて取り組みができたということで、評価のほうも3ということでつけさせていただいております。なかなか市によってはこの辺、職員対応要領というのが市の職員の規則にしろというようなことがあるんで、職員課、人事担当とうまく連携しなきゃいけないということで、そこら辺がうまくいかない市なんかもあるというふうに聞いているんですけども、東大和市はそういう意味で職員課との、人事部局との連携というのが非常にうまくとれて、おかげさまで取り組み始めることができているという状況でございます。

それから、1の2のところでは虐待防止についてはこちらも東大和市においては障害者だけではなく、高齢者と一体になって、高齢者等虐待防止ネットワーク会議という形で連携を行っております。

ページをめくっていただきまして、3ページ目です。新規ということではないんですが、ここのところは相談支援体制の充実という項目でございますが、そのうち、3ページに掲げております相談支援につきましては、これまでの身体・知的・精神という枠組みの中になかなか入らないような相談支援という部分でございます。高次脳機能障害、難病患者、それから発達障害者の相談。これらのところはこれからますます取りまなきゃいけないというところで、評価としてはまだまだというところがございますが、一番下の2の7、発達障害のところでは、庁内の連携をとろうというところで、発達障害の場合にはどうしても幼少期から学齢期、それから就労するような時期ということで、支援機関がばらばらになってしまっているというような状況があるんで、庁内だけでも連携をまずとっていきましようということで、発達障害者支援連絡会という形で年2回、庁内の関係機関が集まって連携し、協議するというような取り組みを始めたところがございます。

次に、少し飛びます。すみません。10ページです。5ページのところでごめんなさい。5ページのところで目標2という、自立を支えるサービスの充実という章に変わります。この章では主に障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスの取り組みについて記載している章であります。

その中で、いろんなサービスございますが、10ページ目のところに居住系サービス、それからグループホーム、施設入所支援の支給という項目でございます。こちらのほう、まずグループホームにつきましては平成29年度の目標が知的障害者78人、精神障害者13人という目標でございますが、先ほど部会長のほうからもご案内ありましたとおり、非常にグループホームの利用が増えております。何か目標値を達成してしまったかのような数字に27年度の実績はなっております、これだけ主に在宅の方で介護者が高齢化する等の理由でグループホームの利用を始めるという方がここずっと増えておまして、その下の施設入所支援から地域移行という点は余り現実で多くないという状況がございます。

その施設入所支援のところとあわせてごらんいただくとわかるんですけども、29年度の目標が施設入所支援のほうはこれは利用者数を減らしていくということが大きな目標でございます。ところが42人という目標に対して46人ということで、これは前年度と同数値でございますが、今後3年の中で42まで減らすということが本当にできるかどうかというような状況もございます。

一方、グループホームのほうは先ほど申し上げたとおり、在宅の方で親御さんの高齢化等で需要がふえるというような状況があるというところがございます。

次に隣の11ページですけれども、相談支援給付費の支給ということで、こちらのほうは平成24年度から26年度までの3カ年で、全部の障害福祉サービスの利用者に計画相談を導入するというものであります。おかげさまで東大和市においては27年度の末の状況で、26年度末でほぼ達成ができて、27年度末の状況で申し上げますと、成人のほうで619人対象者がおりますが、612人、98.9%、児童サービスのほうで100人対象者がおまして、100人ということで100%のサービス利用計画の作成ができております。

いろいろ今後はその計画作成をする事業所が7つということですので、なかなかこれ大変な仕事で、日々計画作成とモニタリングに追われているような状況もございますので、ここの計画の質の向上というところを今後目指していかなければいけないところかなというふうに考えております。

その次、1ページめくっていただきまして12ページ、13ページです。新規というのが、ここからは地域生活支援事業の実施ということで、先ほどご説明しました介護給付費、訓練給付費につきましては、国の総合福祉法に基づく国制度ということで、全国一律受けられるサービスでございますが、この地域生活支援事業のほうは同じく総合支援法に基づく事業でありますけれども、その地域地域の特性を生かして、市町村が実施主体となっていくということですので、東大和市なりの事業の取り組みを行っているところであります。

その中でも必須事業というものがございまして、新しく加えられましたのが6の1の理解促進啓発事業、それから6の2の自発的活動支援の事業というところがございます。こちらの理解促進啓発につきましては、市のほうで新しく地域生活支援事業になれる前から、

平成25年度から障害者週間に合わせて行事を行っております。平成27年度は知的障害というくくりで行いまして、150名の市民の方が来場していただいております。

今年度のご案内も後ほどしたいと思いますけれども、障害種別ごとに取り組んでおりまして、視覚障害、聴覚障害、それから昨年度が知的障害。今年度は主に肢体不自由、そのようなことをテーマとして取り組むということにしております。

それから、6の2の自発的活動支援事業につきましては、こちらは地域における自発的な取り組みについての支援を行うということになっております。ですが、今のところ余り相談等が多くなくて、まだまだ十分に組み立てておらないところということで、評価のほうは2ということでございます。

それから、13ページのところでは未実施という事業があります。6の4、基幹相談支援センターの設置というところで、こちらは国のほうで地域生活支援事業の中で取り組むということにしておりますが、その前提となる、先ほど申し上げました計画相談を作成する相談支援事業所の整備というところが整ってからということもございますので、今のところ相談支援事業所の整備というところに重きを置いておりますので、なかなかこの部分について取り組みがされておらないというようなことでございます。

それから、ちょっとページが飛びますけれども、19ページです。7、児童福祉法に基づく給付費の支給というところで、こちらのほうは障害児の支援強化ということで、平成24年に児童福祉法が改正をされまして、そこに掲げてあるサービスが児童福祉法に基づくサービスということで整理をされました。

後でまた次期以降の計画についてご案内しますが、これらの児童福祉法に基づく給付という部分は、計画の中に必ずしも盛り込まなくても今まではよかったのですが、次期の計画の中ではこれらのサービスの目標等をきちんと掲げるようにということが今回示されております。

東大和市としては一応総合支援法に基づくサービスと同様の形で、29年度の数値目標を定めて取り組みをしておりますので、次期の計画のところでも同じような形で取り組みを掲載するということではできかなと考えております。

これらのうち、7の3、放課後等デイサービスにつきましては、29年度の目標が65人ということになっていますが、28年度で67人ということで、ここも非常に利用が増えております。

この一、二年の中で非常に増えておりまして、28年度の今現在でおよそ80人強ということになっておりまして、発達障害等の方が増えているということもありまして、この利用というのはどこの市も同じような状況があるそうですけれども、利用が非常に増えているということでもあります。

そういう意味で、サービスの提供体制の整備というのが今後さらに必要になるということで、評価の理由の欄はそういうことを書かせていただいております。

次に、少しまたページが飛びます。大分飛びますね。説明は省きますが、次の20ページからは在宅障害者支援事業の実施というような章立てになっております。こちらのほうは主に今まで申し上げました総合支援法には基づかない、どちらかというとし独自のサービスがこのところで記載されております。こちらのほうは継続して実施するものがほぼでして、逆に言うとなかなか市の事業で単独で新たにに取り組むというのは難しいような状況もあるというところがございます。

それから、24ページからは医療費、補装具費の給付ということでございます。こちらのほうも総合支援法に基づいた医療の給付と補装具の給付、それからその他の法律や制度に基づいた医療費助成ということであります。

26ページ、27ページは手当の支給という項目で、26ページのほうは国や都の手当、それから27ページのほうは市独自の手当ということになっております。

それから、28ページから、ここまでは目標2のところは主に障害福祉課で所管しているようなサービスが中心でしたが、目標3のところではもうちょっと広い意味での支援ということで、ライフステージに対応した支援の充実ということで、いろいろな年代に応じて、障害福祉課だけでなく、市の各部署での取り組みというところが記載されております。

まず、保育・療育・教育の充実ということで、就学前から就学期の障害のある児童等の方への支援というところで、このところでは先ほどふれておりますとおり、発達障害というのが非常に大きな課題となっております。

1番目の1の1につきましては早期発見と早期支援というところで、ここに主にかかわりあるのは健康課での3歳児健診ですとか5歳児健診、そこから何か問題がある方に対しては健康課のほうのフォローですとか、そしてそれが就学期につなげるという意味で、就学支援シートという、入学をされる方向けに教育委員会のほうで配付をして、何か気になることがあるというようなことを書いて、幼稚園・保育園から小学校に円滑につなぐというような取り組みをしておるというところであります。

小学1年生の中で、なかなか学習についていけないような方が非常に増えているということで、そこをなるべく円滑につないでいく取り組みがまず早期発見・早期支援で重要だということであります。

それから、29ページではその中でも療育ということで、就学期前の児童、お子さんに対しましては、やまとあけぼの学園での療育を行っているというようなところ。それから学童保育での受け入れ等々です。

それから、学齢期につきましては特別支援教育の推進ということで、東大和市ではこの辺、非常に熱心に取り組んでおまして、市内の小中学校への巡回ということで、巡回指導員ですとか相談員の方が年間333回ですか、巡回をしておるということがございます。

それからページめくっていただきまして、30ページのところで、先ほど申し上げまし

た連携というところで、障害のある子供の支援体制の構築ということで、そこに列記してあります健康課、子育て支援、保育、障害、福祉課、学校教育課、そういうところでの連携を図るという意味で、障害福祉課が音頭をとるような形で、発達障害者の支援の連絡会というのを年に2回実施をしておるといふようなところであります。

次に31ページ、就労の支援です。学齢期を過ぎた後、就労というところにつながっていきますので、こここのところの取り組みです。東大和市ではこの就労の取り組みというのは若干他市に比べて遅かったんですけども、こここのところで頑張っ、て、まず2の1のところではいいますと、一般就労者が平成27年度で17名おりました。29年の目標が15人ということなんです。それを上回る就労の方が出ているということでございます。就労支援室の登録者についても131人ということで、前年度に比べて30人ほど増えておるところです。

それから、前年度までなかった取り組みと申しますと、2の3のところでは就労支援機関等との連携強化という中で、自立支援協議会の就労部会というところがございます。そちらのほうと就労支援室とが一緒に連携をして、就労希望者向けのセミナーということで、現在就労継続支援B型とか、就労移行支援とか、そういう福祉サービスを受けている方向けに就労希望者に向けたセミナーというのを実施して、30名くらいですか、参加があったというような成果もございます。

それから、その下の障害者優先調達推進法に基づく調達の推進というのが今回の計画で新たに設けられた項目です。この優先調達推進法も新しくできた法律でございますので、それに基づいて各年度の、具体的に申し上げますと、市内の作業所等からの物品や役務の調達を市役所が積極的に行っていくべきだというような趣旨の法律でございますので、調達の方針と、それから調達の実績というのを毎年作成をして公表をするということになっております。

東大和市においては実績のところにありますけれども、障害者就労推進庁内連絡会を設けまして、年に春と秋2回実施しています。この2回というのは年度初めに各科に調達をするようにお願いしますということを、秋にはその予算編成にあわせて調達をお願いをしていると。

そういうような取り組みをしておるところですけれども、27年度の実績で申しますと、前年度より若干下がってしまったということがあって、なかなかこの辺は作業所での業務と、それから市の業務とのマッチングというところが大きな課題としてございます。

続いて32ページです。こちらは生涯学習と社会教育、社会参加の支援ということで、主に社会教育分野での取り組みが記載されておるところです。

3の1の学習機会の保障というところで、市の社会教育施設、プラネタリウムですとか体育館のトレーニング室、それからプール等の利用の中で、障害のある方への使用料の減免等の取り組みをすることによって、利用者が増えているというような実績があります。

スポーツの分野でも取り組みをしております、右側のスポーツ、レクリエーションの活動の充実というところで、スポーツ推進委員の方々が青年ビートクラブという公民館での青年教室のところでレク大会を実施する等の取り組みを始めたところだということであります。

ページめくっていただきまして、目標4、最後の目標ですけれども、共に生きる地域づくりということで、障害者理解の促進ですとかバリアフリー化の推進、それからまちづくりにかかわることというようなことでの大きな部分での取り組みを掲載しておるところであります。これらのうち新規の事業ということで申し上げますと、2番目の障害特性に配慮したバリアフリー化の推進ということで、市のホームページにその情報アクセシビリティの向上ということが新しく掲げた目標であります。

こちらにつきましては、市の秘書広報課のほうで担当しておりますが、平成29年度にホームページ全体のリニューアルをするということで、その中での機能の設定についての検討を進めるというようなところであります。

最後、36ページです。安全・安心なまちづくりというところで、これも新たな取り組みとしてヘルプカードの活用による防災・防犯の取り組みということが3の2です。これは平成26年7月に東京都全体での取り組みということで、都が市町村に対して補助をするような形。ヘルプカードの作成、普及というようなことに取り組んでいただきたいということで事業が始まりました。東大和市でも平成26年7月にいろいろそれまでの間、準備会を設けて、障害当事者の方々からいろいろご意見を伺いながら作成をして、配付いただくものです。

27年度の新たな取り組みとしては、そのカードをご利用されている方というのは929人ということで、障害のある方には普及していったかなというふうに考えていますが、一般市民の方への普及というところに取り組んでいこうということで、普及講習会というのを出張するような形で、関係機関や商店街等の会合に出向いて行ってやろうと。しかも主に知的に障害のある方の作業所の方に協力していただいて、普及を図っていこうということで、7回ほど実施をしております。

こういうような形で一般市民への普及を課題として取り組んでいるようなところでございます。説明が結構長くなってしまいましたが、以上です。

○部会長A ありがとうございます。初年度、27年度実施状況報告書ということでご報告をいただきましたが、これにつきまして委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います、いかがでございましょうか。発言する場合には先ほどありましたけれども、お名前をおっしゃっていただければと思います。どうでしょうか。

○委員B ネットワークの委員Bです。

数値目標を掲げているところがあって、例えば何人とか、何時間とか、幾らとかがあってあるんですけれども、例えばグループホームとか放課後デイとかというのはもう目標達成と

か云々と、あるいはもう超えちゃったというあれがあるんですけども、そういう時の数値目標ってどうやって立てるんですか。

○小川障害福祉課長 それぞれのサービスの利用状況を踏まえて、経年の中で増えているというようなところを勘案して、向こう3年間どう伸びるのかというところで数字をつくっているところです。それに対して、放課後デイなんかは。

○委員B そうですよ。

○小川障害福祉課長 こういう形で爆発的に利用が増えるというふうには正直考えてなかったというところがこの結果になっているところです。なかなか、特に放課後デイなんかは新しく児童福祉法の中で設けられた制度ですので、その辺の見込みというのが立てづらいところは正直ございます。

○部会長A よろしいですか。

○委員B はい。

○部会長A ほかにいかがでしょうか。

○委員B すみません、あと3点ぐらい質問があるんですけども。

○部会長A じゃ、委員B。

○委員B ネットワークの委員Bです。

私は視覚障害者なんで、同行援護というのはちょっと気になるんですけども、メンバーの中には同行援護をお願いしたくてもやってくれるガイドヘルパーさんがいないのでできないという方の声が結構聞こえるんですよ。主に市内で同行援護従事者というのは何人いらっしゃるんですか。

○小川障害福祉課長 その質問でいいですか。

○委員B いや、だから同行援護をしたいけれども出来ないよという状況がここへ反映されていない。そういう状況が。だから同行援護をする人数は多分増えているんですよ。でも平均時間は同じぐらいですけども、本当だったらもっと利用したいんだけど、ヘルパーさんがいないために実際出来ていないというような、こういう実態がここに反映されてないのかなという気がちょっとしているんですけども。

○小川障害福祉課長 同行援護の従事者、いわゆるヘルパーさんの数までは正直市では把握しておりません。この問題というのは同行援護だけじゃなくて、知的障害の方の移動支援なんかも同じようなお話がありまして、やっぱり支給決定を受けてもなかなか事業所のほうでやってくれるヘルパーがいないということで、せっかく時間をもらったのに支援できないんだという声は届いております。

一つには、なかなかこのヘルパー事業所からしますと、居宅介護だとか身体介護というのは、週に1回、何曜日、何時から何時と、こういうことですよ。なので従事者というのが予定が立てやすいということがあって、それに見合ったヘルパーを雇うというか、そういうことが可能なんですけども、同行援護、移動支援というのはどうしても外出の支援とい

うことなんで、いつご利用があるのか決まっていないうか、予定が立てづらいう。

○委員B よく分かります。

○小川障害福祉課長 それからもう一つは、やっぱり土日のご利用というのが特に移動支援なんかの場合には利用が集中しちゃうということがありますので、なかなかそういう何でしょう、でこぼこのある利用なんで、ヘルパーを常に雇っておくというのが困難な事業所というのがあるように伺っているところです。

○委員B そういう話を認識はしているんですけども、もしそうだとすると何か評価基準を少し変えたほうがいいのかなどという気もしないでも。

○小川障害福祉課長 そこら辺の評価というのが加味されていないというのはちょっとあるかなという気はしております。

○部会長A 今のは7ページの先ほどの2の3についてのですね。

○委員B そういふことですね。

○小川障害福祉課長 利用者数、利用時間とも確かに増えているんですね、前年に比べると。

○委員B そうですね。

○部会長A ただいまのご意見を別に絡めて、事務局からお話ありましたけれども、例えばショートステイのような機能ですとか、それから先ほど出ていたようなグループホームのようなところですか、利用したいという人は、ここは知的障害が中心に、多分あちこちの地域で利用できるんだという意識が広がってきたのはとても歓迎すべきことなんだけれども、実際にそれに応えられる事業所の体制だとか、事業所で実際に働く職員の関係だとかで、追いついていないという事業やサービスが結構このところあると。でこぼこもあるでしょうけども。その中に視覚障害も含めて、移動支援みたいなものも多分あって。

確かに評価基準がどんなふうにすればいいのかというのは難しいところですけども、委員Bのおっしゃりたいことは我々もよくわかるところでございます。あと何点か。

○委員B すみません、あと2点なんですけれども、優先調達であるじゃないですか、障害者の。

○小川障害福祉課長 ページでいいますと……

○委員B 何ページでしたっけ。

○小川障害福祉課長 そうすると就労のところなので、31ページです。

○委員B 私が所属している東京都盲人福祉協会は相手が東京都なんです、都庁なんですよ。福祉保健局は優先調達を認識しているんですけども、ほかのあれが全く実施していないんですね、実態として。市はほかの部署、福祉部以外の部署の認知度というの、これどうなるかなど。実際問題、金額減っていますよね。

○小川障害福祉課長 じゃ、そのことについて。一つは先ほど申しあげました障害者就労推進庁内連絡会というのは、市役所の中の全部の課から担当者、主に庶務担当係長という、

その課の主に何でしょう、実務的なところをやっている人間に出て来てもらっています。そういう意味で各課に周知というか、には努めているところです。そういう意味では、認知度というのは高まっているというか、ではないかということは一つ考えています。

それともう一つ、この金額の減のところですけども、実は個々の課で取り組んでいただいている件数というかな、というのは少しずつ増えているんです。ちょっとこれ大口のところというかが減ったということがありまして、この金額が減っているようなところがあるんですけども、個々の課の取り組みというところでは、例えばこういう会議録の作成ですか、そういうことをやる事業所が出てきたので、こういう会議録の作成をそういうところをお願いするという課が少しずつ増えております。

それからあともう一つはごみの関係で、有料化したわけですけども、その有料のごみ袋を配付する業務というのもごみ対策課のほうで新たにづくっていただいて、今年もやっただんですかね、9月に各作業所にやっていただいたというようなことを始めまして、そういう意味では各課でこの会議のときに、こういうような仕事ができますよということで、一応各作業時からも3カ所か4カ所出てきていただいて、プレゼンテーションするんですね。そこでヒントを得て、次の年の予算に生かすと。

どうしてもこれ予算で、予算化しないとだめなんですね、委託料みたいな形で。ただでお願いしても調達にならない。そのところが財政的な問題もありまして、結構厳しいところもございますが、そういう各課での工夫というところは少しずつ広まってきているかなというところです。

○部会長A よろしいですか。

○委員B はい、いや最後にあと1点。

就労継続、Bでいいんですけども、工賃アップの実態ってとらまえていますか。

○小川障害福祉課長 これは市では直接は各作業所の工賃のアップの状況というのは把握はしておりません。ただ、東京都に対してそれぞれの作業所で工賃の向上計画に基づいた報告というのを毎年度されているんですよ。ちょっとその辺、もし委員Aさんのほうから。

○委員A そうですね、3カ年計画で何が幾らと幾らとか、それぞれの作業所が目標数値を出して、それが達成できるかどうかというのを毎年報告はしています。

○委員B いや、何かこの資料を見ていても工賃アップに努めたいみたいなことがちょっと書いてあったんで。

○小川障害福祉課長 まあその支援の取り組みとして、市役所のロビー展ですか、としてロビーの提供を行ったり、あるいは主に市がそこら辺でできることというのは、先ほどの市での調達をするという部分と、それから販売できる場の提供というかということで、ちょっと昨年度は耐震工事で3回くらいしかできなかったんですけども、通常だったら年7回。それから、近年ですとうまかんべえ～祭とか、そういうさまざまなイベント、特

に観光とかに市が今、力を入れていますので、その関係でのイベントごとというのがありまして、その都度作業所さんに声かけしていただいて、出店してもらいたいな。そういうところでの支援というところで、市が工賃アップの部分ではかかっているところです。

○委員B ありがとうございます。

○部会長A ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員E 委員Eです。

ちょっと初歩的な質問なんですけど、評価についての考えなんですけれども、市民の立場からすると、困難な課題に対して市のほうでどれだけ一生懸命取り組んでおられるのかなと。そういうところにやっぱり目が行ってしまうわけですよ。必ずしも順調というのはどうなのかなという。何でも順調にっていますではなくて。

というのは、私ちょっと教育のほうにかかっているんですけれども、教育のほうでは子供たちにとってどうだったのか、どんなふうな評価がされたのかとか、充実したとか、達成に近づいたとか。だから福祉の場にあっては障害のある人とか、利用者にとってどうだったのかなということがすごく市民目線で考えると気になるんですよ。その辺については、私はこれはこれで順調にっているというのはそれでいいんでしょうけれども、困難な課題に対して必ずしも順調にいかなくたって、一生懸命利用者、障害のある人たちのためにいそんでいるというところはやっぱり評価したいなと思うんですけれども、その辺についてはどう考えたらいいでしょうか。

○部会長A 事務局はよろしいですか。

○委員E 初歩的なことで申しわけないんですけれども。

○小川障害福祉課長 初歩的というか、根源的な問題で、非常に答えに窮してしまいますが、ちょっとその辺はこの計画の中でも、障害者計画と障害福祉計画というのが合体している部分がございます、障害福祉計画のほうではあくまでも数値目標を立てるということなんです。それに対していかに近づけることが出来たかということの観点で評価をするということに結局なってしまうという部分があります。

そういう意味で、先ほどの介護給付費の同行援護のお話はまさしくそうなんです。数値に対してどのくらいという評価をしている中で、利用者の方がそういう意味で困っているところの評価というのはちょっと抜け落ちてしまっているなというところが正直あります。

一方、数値目標を掲げる必要がないというか、総合支援法に規定されたサービスじゃない部分というのはそういうことはなくて、継続とかという目標が多いんですね。これは障害者の方へのサービスという意味では、サービスを用意しておくという。それを受けなくなったときに受けられるような形での整備というのが必要だということなんで、どうしてもそこのところは何だろう、そういう制度を設けていることで目標が達成されちゃうというような評価にまたそこはなってしまうところかなと思うんです。

なら、そういう意味で答えになっていないんですけれども、評価というのはちょっと利用者目線というところだけでない評価ということも求められちゃっているんで、そのところは難しいところだなというふうに考えています。

○部会長 A 部会長 A です。先ほどの、今回の初年度の評価については今年度対応ということで、このような順調か未着手というようなことにしているというご説明もありましたけれども。あと、多分後で出てくる議題ですけれども、アンケート調査のほうで、サービス利用についてのご本人、ご家族の傾向みたいな部分があって、多分これは以前にも今回の計画をつくるに当たって、アンケート調査をされているんですよね。

○小川障害福祉課長 そうです。

○部会長 A となると、そのアンケート調査の項目で、何ていうんでしょうか、前回のアンケートと今回のアンケートの比較だとかやっていると、きれいには整わないかもしれないけれども、ある傾向みたいなことは出ることはあるかもしれないですね。そういう作業が実際問題相当大変な作業になるのかもしれないので、必ずやってねとは言えないんですけれども。ただ傾向みたいなところでは利用者のご家族の評価みたいなのが前回の計画期間と今度の計画期間で、おおむねアバウトに比較することができるような資料になるかもしれないですね。

なかなか難しいですよ。障害者基本計画の部分と、数値目標のある計画とまざっているとところがあるので、委員のおっしゃりたいことはよくわかるんですけどね。よろしいですか。

○委員 E はい。

○委員 D よろしいでしょうか。東大和療育センターの委員 D です。感想半分、要望半分みたいな感じになってしまうんですけれども、具体的には 8 ページから 10 ページまででしょうか。日中活動系サービスと、それから居住系サービスにまたがるところの給付費の支給というところなんですけれども、具体的には 8 ページであれば生活介護、これはデイケアでしょうか。それから 9 ページだと短期入所、ショートステイ、そして 10 ページだったならば一番下の施設入所支援というところで、基本的には市役所はよくご検討いただいて、おおむね順調、初年度は 2 で全然異存はないんですけれども、どうしても今、私がかかわっている重症心身障害児・者カテゴリーでは重度・重複障害の分野の障害児・者の方々にとっては大変苦しいところが現実にございます。

基本的にはやっぱり親御さんが医療が進展して、お子さんが長生きできるようになって、その反面、親御さんが年を重ねてこられて、どうしてもやっぱり親亡き後のことが心配になってくる。それで親御さんのレスパイトも必要なので、率直なところ、デイケア、生活介護というのはすごく大切なんです。ですけれども、夜になるとまた帰ってこられると。ですから、1 週間単位でもこの 9 ページのショートステイ、1 週間でも 24 時間預かっていただけたところというのはすごく大切なんです。

というのは、なかなか入れない。東大和市の部局でも当然に市民さんでの障害児・者の方々、把握しておられると思うけれども、うちの東大和療育センターだけでは済まなくて、府中療育センターだとか、東京小児療育病院だとか、さまざまなところに同時にいっぱい申し込んで、どこかの施設が、それも何カ月かに1回、1週間何とか当たるとい感じなんです。それと同時に、この生活介護のデイケアも申し込んでおいて、ショートステイが当選すればそっちが優先、デイケアはお休みになるわけですけれども。

そういう感じで、うちは128ベッドあるんですけども、そのうち36ベッドがショートステイのベッドなんですけれども、なかなか申し込みが殺到して、お断りせざるを得ない人が毎月のように出てくる。

そして10ページの施設入所支援も、トータルサムでは地域移行を出すのは当たり前なんですけれども、重度・重複障害の方々というのは医療のバックアップと福祉のサービスがどちらも必要なものですから、なかなか。

それでお亡くなりになりますと、これもうちのセンターで歴年で今年で2人、長期入所の方がお亡くなりになりました、60代、70代。そうしたらベッドがあきまずでしょう。1ベッドについて50人以上の人が申し込みするんです。50倍ですよ。そうはいつでもずっと待っておられる。親御さんとしては、自分たちの子供が障害があつて、自分たちが精いっぱい施設に入れなくて、ずっと1年でも長く面倒を見ていきたいという親の心があるけれども、年を重ねていくと、やっぱり自分たちが先に死ぬんだと、その後どうなるんだろうとすごく心配なわけ。

だから私たちの分野では、東京都も全然施設つくるつもりはありませんから、都庁も。とんでもない話で。この間は緑成会整育園でベッドが50ふえましたけれども、もう殺到ですよ。最終的にはサービスのとりでとして施設で絶対必要な分野があるんですよ。

ということで、残り半分の要望なんですけれども、障害児全分野ではおおむね順調の2で結構なんですけれども、もう把握しておられると当然思いますけれども、ここでは書いてないけれども。やっぱり障害の種別種別の中ではさまざまな条件があるわけですよ。そういう中で、全部がひとくくりにしておおむね順調というのは本当かなって、ちょっと申しわけないけれども思う分野もありますので、把握はしておられて書いてないだけ、それはわかるんですけれども、引き続き東大和市民の中で重度・重複障害の方々もおられるわけだから、その辺引き続き慎重に検討をいただけるといいかなと余計なことを申しました。

○小川障害福祉課長 なかなか本当、重症心身障害児・者の分野というのは、一つはやはり医療的ケア等の専門的なケアが必要だということがありまして、なかなか市町村単位でどう取り組んでいけるのか非常に難しいところがございます、ここに書けないというか、課題としては非常に重たく感じておりまして。

後でお話ししますけれども、今度の児童福祉法の計画でも、医療的ケアが必要なくらい

の重症心身障害児が使える放課後デイを市に1カ所つくれみたいなのが出されているんですね。現実的には本当に病院的な機能をバックに持って実施しないとイケないということになっていくと思うんで、なかなかそのところを単独の市単位でどこまで取り組んでいけるのかというところが非常に難しいところだなというふうに感じております。すみません。

○部会長A ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。まだ議題も続きますので、何かまたありましたら後でその他のところでご意見等頂戴しますということで。

では、続きまして議事の2つ目です。「障害者計画・障害福祉計画」に関する国・都の動向についてというところで、こちらについて事務局から説明のほうをお願いいたします。

○小川障害福祉課長 これから取り組んでいきます次期の障害福祉計画に係る話題ということでお話をさせていただきます。短い時間で資料がたくさんあって、駆け足の説明になってしまいますが、よろしくをお願いいたします。

まず、1つ目の資料で障害者総合支援法の施行後3年をめぐとした見直しについてということで、平成25年に障害者自立支援法が法律の名前を変えて障害者総合支援法になったということで、その過程でさまざまな議論があったんですけども、なかなかそこで実現できなかった課題も多々あるということで、法施行後3年の中で見直しをするというようなことで、昨年4月から12月にかけて国の社会保障審議会の障害者部会において検討がなされたということです。それについての資料です。

ページめくっていただきますと、幾つか項目がありますけれども、かいつまんでご説明いたしますと、下のページで申し上げますとこの14ページのところに、下のページで今申し上げます。新たなサービスを設けるということで、自立生活援助、それから就労定着支援というサービスを設けますよということです。これらについては平成30年4月の施行で予定しているということで、この自立生活援助というのはどういうものかといいますと、グループホームだけでなく、地域においてひとり暮らしをする障害の方への支援がなかなか十分でないというところで、自立生活援助という見守り等を含んだサービスを創設するということです。

それから、2番目が就労定着支援ということで、こちらも就労という部分でいいますと一般就労が非常に増えております。ただ、その中で離職する方も一方で多くあります。そこら辺の課題を解決できるようにということで、この定着を主にやる事業所というのを設けたらどうかということでございます。

それから次のページ、15ページのところでは、これも2つ大きな課題が検討されたんですけども、重度訪問介護という、障害者固有の障害福祉サービス、長時間にわたって見守り等を含めた支援を行うというような方、一番最重度の方が使うサービスで、どうしても病院に行った際に、例えばコミュニケーションの支援がなかなかとりづらいつらいつらとか、利用者ごとに特殊な介護方法があるとか、そういうときに困ってしまうというようなことが

あって、その辺は診療報酬との重複という部分が大きな問題としてバックにあるんですけども、そこを少し緩和できるような方策として掲げられたということです。

それから、その下の介護保険サービスの円滑な利用ということ。これも大きな問題で、今、一つは障害福祉サービスの利用者負担というのが軽減措置をされて、実質1割とはいえ、負担がゼロの方が多いと。そういう方が介護保険に移行した場合に、年齢に達した場合に、介護保険サービスを優先的に利用するというので、65歳になった途端に負担が増える、年とったのに負担が増えるという、何か矛盾したような状況が発生しているということと、それまで受けていた障害福祉サービスの事業所から介護保険の事業所にならななきゃいけないとかという大きな問題がありまして、それを何とか解消できる方策として、一つは介護保険のほうのサービスの利用料を障害のほうで償還払いをするという仕組みをつくるというようなことが打ち出されたということでもあります。

それから、それ以降の16ページ以降はどちらかというと障害児の部分の充実というところで、児童発達支援ですとか、保育所等訪問支援に関する充実というところが掲げられているということです。

いろいろ検討をしたけれども、思ったほど大きな改正まで至らなかったというのが現場の感覚ではございますが、平成30年にこれらの改正が行われるということです。それも含めた上で次の障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標という資料になります。この成果目標というのは各市の計画でも掲げなければいけないということになっておりますけれども、今回、一つは障害児福祉計画というのが新たに設けられるということです。これは先ほど申し上げた児童福祉法に基づくサービスの見込み量だとか計画の数値等を計画立てなさいということです。

それに伴って、成果指標の中にもこの成果目標後、障害児支援の提供体制の整備等というのが新たに目標として加わりました。

それ以外の4つは従前からある目標ですけども、大きく変わったのは2の精神障害者に関する目標で、これまでは主に長期入院者の退院の数値だとか、こういう個々のことでしたが、今回それらを含めた地域包括ケアのシステムを地域の中で構築していくべきだということが示されているということです。

個々の目標についての説明が次のページ以降でございます。1番目の施設入所者の地域移行の目標というのは、部会長からもちょっとお話触れられた点がありますが、なかなかこれが思うように進んでいないところがあって、目標値が3ページ目の一番下の基本指針というところを見ていただくとわかるんですが、1期から2期で10%、3期で30%という高い目標を掲げたところですが、4期では12%、5期では9%というところですね。実際の数値としてはちょっと下げぎみであります。それというのも、次のページ以降であります入所者の高齢化、それから重度化ですか、そういうような課題があるということです。

13ページ以降が精神障害者の地域包括ケアの構築というような目標で、ちょっとここは何かまだまだあまり具体性がない目標になっています。

それから成果目標3というところは、地域生活支援拠点、親亡き後を見据えた地域生活拠点です。こちらは障害の重度化だとか高齢化というところを在宅のままでいかに支えるのかということで、21ページにイメージ図が書いてあるんですけども、多機能拠点整備型と面的整備型というような、必ずしも施設をどんどんとにかくつくらなくてもできますよというようなイメージが示されております。このところも非常に何かややぼんやりしてしまっていて、各市でもどうやって取り組んでいったらいいかというのは悩ましいところではあります。

それから、成果目標4の25ページ、福祉施設からの一般就労への移行という部分は、ここはそういう意味では一般就労というのは進んでおりますので、目標数値も順調に伸ばしているみたいなことが掲げられているかなというところではあります。ただ、課題は先ほど申し上げた定着の部分を目標に掲げるかというところが31ページで示されている。

それから、障害児の支援という、ここが新しく設けられました。この中で33ページですが、非常にサービスによって事業所の指定状況というのが、これは圏域ごととなっておりますので、必ずしも市町村ごとではないという前提で見ますと、保育所と訪問支援だとか児童発達支援センターというのはまだまだ数が少ないということがわかるかと思っております。そういうところへの対応ですとか、医療的ニーズへの対応というところが前面に出されております。

今申し上げましたことの児童福祉法に基づく障害児福祉計画というのが次の資料1の2というもので、ここの中で新たに児童福祉法に基づいた障害児福祉計画というものを市において策定をしてくださいというようなことが改めて示されました。

この中では先ほど申し上げました医療的なケアの必要な児童への支援体制の整備ということが多く触れられておまして、4ページ目のあたりに重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援の放課後デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域での支援体制の充実を図るということが述べられております。

ここは先ほど申し上げましたところとも重複しますが、医療的ケアの必要な児童、重症心身障害児の方への支援体制というのは一朝一夕にはできないというふうには考えておるところですが、この計画の目標の中でも大きなボリュームで書かれているなというのがちょっと感じておるところです。

それから、一番最後の参考資料3という資料は、今まで申し上げたところを現行の計画と比較してどう変わるのかということを知りやすく対比して書かれた資料ですので、今まで申し上げたところとほぼ重複しますので、そこの説明は省略いたします。

すみません、駆け足で。まだ11月11日に国の社会保障審議会というのがありまして、そこから引っ張ってきた資料なので、自分まだ読み込めてないところがありまして、十分

な説明ではないんですけれども、以上です。

○部会長A ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。これはこれからこういう方向だということですから……

○小川障害福祉課長 そうですね。ここを踏まえて計画作りのところで取り組んでまいりたいと。

○部会長A その方向あたりを受けながら、次期の計画策定等々について、新規も含めて作業を進めていくというような。よろしいでしょうか。

それでは続きまして次にまいります。今度は議事の(3)になりますか。事前調査票に関してということで続きますけれども、また事務局のほうからご説明お願いいたします。

○小川障害福祉課長 お手元に東大和市障害者計画・障害福祉計画のためのアンケート調査というものがお配りしてあります。これは今回現行の第3次第4期の計画策定から始めた取り組みです。国のほうでもきちっと地域の状況を踏まえた上で計画を策定する必要があるということで、こういう事前調査というものを、必ずではないんですけれども、各市町村で実施して、それを踏まえた計画づくりに取り組むようにということが前回の計画から示されまして、東大和市においても現行の計画の策定に対して同様のアンケート調査を実施しました。ただ、前回のときには計画策定年度の5月ごろ実施したんで、かなりタイトな日程でした。ですから、なかなかこのアンケート調査の結果がうまく生かされたかどうかということもややそういう意味ではちょっと疑問が残るところですけれども、それを踏まえて、今回は計画策定の前年度にアンケート調査ということにさせていただきました。

これがアンケート調査票になりますけれども、この12月に実施をすることを予定しておりますので、今回この障害者部会のほうでお示しをして、ご意見をいただければというところであります。

調査の対象は、障害者手帳、身体、知的、それから精神保健福祉手帳をお持ちの方、それから難病患者の福祉手当を受けている方、それらの方に対して悉皆の調査ということをして今していますので、4,500通余りの配付を予定しております。

前回調査では比較的回答率が高くて、60%近く、58.2%。ちょっと今回の調査のほうでは委託の事業者をお願いしているんですけれども、その事業所の方に伺った中では、これくらい回答率が非常に高いということで伺っております。それはだから関心が高いのか、注文したいことが多いのかわかりませんが、比較的前回調査では回答を多くしていただいたということではございますので、それを今回も基本的には踏襲するような形でアンケート作成を行っております。

詳しい点については今日、この業務を委託しておりますぎょうせいという事業所の研究員のFさんが見えていますので、ちょっと説明をかいつまんでいただければと思います。

○F氏 株式会社ぎょうせいのFと申します。座って失礼します。

先ほどお話にもありましたが、先ほどお話にもありましたが、比較検討するという上で、基本的に前回の調査と踏襲する形で、新たに法整備であるとか、あとは児童の問題であるとか、あとは最近、災害のことについて不安に思っている方もたくさんいらっしゃいますので、そういうことも踏まえて、施策にも反映できるものを中心に抽出して皆さんに答えていただくことになっております。あまり多い問いがたくさんありますと、皆さん疲れてしまいますので、必要最低限のものにしております。項目は11個に分かれています。

2ページから説明させていただきますが、1番のあなたご自身のことについて。これは属性を問うところですよ。性別、年齢、あとはどういった手帳をお持ちなのか、1人で暮らしていらっしゃるのか、ご家族と暮らしていらっしゃるのかを問うところですよ。ここによってひとり暮らしではどういった傾向にあるのかとか、あとは障害種別ごとの集計ができるようになっております。

あとは高次機能障害、あとは発達障害のところも詳しく聞いております。

次が2番、6ページになります。日常生活及び介助の状況についてを問うところになっております。ここは介助者、支援者の方の状況、あとは日常生活、どのように暮らしているのかを問う設問ですよ。先ほどお話にもありましたが、介助の方の高齢化という問題が全国でございますので、どういった方が介助しているのか、あとは訪問介助のことについてどうお考えなのかというところを問う設問となっております。

7ページにまいりまして、3番、住まいや生活についてを問うところになっております。どのように現在暮らしていて、将来どのように暮らしたいかということをお聞きしています。

後半下のほうでは4番、健康や医療についてです。こちら東大和市のどの医療機関に通院しているのか、それとも少し遠いところに行っているのか、定期的に通院しているのか、あまり行っていないのか、あとはかかりつけの医師がいるのかいないのか、ここは少し重要なお聞きになってまいりますので、ここをお聞きしています。

8ページにもわたっておりまして、あとは医療機関でどのようなことについて困っているのかというところをお聞きしています。

次、5番、就学・就業についてというところなんですけど、現在働いているのか働いていないのか、仕事をする上で困っていることがあるのかないのか。最近そうですね、経済的に困りの方もたくさんいらっしゃいますので、あとはその障害の内容によって、どういった就業の形態があるのかというのも偏りがございますので、どういったところで働いていて、どういうところが困っているのか。あとは就業もそもそも希望があるのかないのかというところをお聞きしています。

児童に関しては、通園・通学しているところがどこで、どういったことについて困ることがあるのかというところをお聞きしています。

10ページにまいります。

6番、外出についてというところですよ。これは皆さんがどのくらい外出をする頻度があ

って、方法はどれなのか、どういった目的で外出することが多いのか、あとは外出する上で困っていることは何なのかというところです。最近、介助者が高齢化する上で、今までは車でいろいろ送り迎え等してもらっていたけれども、親御さんが送り迎えをすることができなくなって、そうすると公共交通機関を使うことが多くなりますから、どういったことに心配を感じているのかということをご聞いています。

7番、11ページにまいります。ここは障害福祉サービスの利用について聞いています。

皆さん、重度、軽度、いろいろ障害の種類が違いますので、該当するサービスがそれぞれ違うかと思いますが、これに関して現在利用しているのか、あとは満足度をここで聞いています。その満足度によって低い、高い、これからの施策に反映していく重要な項目になります。今後利用したいかどうかのニーズもここで聞いています。

13ページにまいります。こちらでは福祉や生活に関する相談や情報の入手方法について聞いています。ふだんどういったところで相談をしているのか、現在不安に思っていることは何なのか、あとは情報はどこで手に入れているのかを聞いています。

都や市などの広報で情報を仕入れている方が多ければ、内容を充実したりすることができますので、ここも重要な項目となっています。

次、14ページ、9番にまいります。ここは災害時の避難対策などについて聞いています。ここは東日本大震災があってから非常に皆さん注目されている項目になっています。現在は1人で何かあったときに避難できるのか、周りに助けてくれる人がいるのか、何に困っているのか、あとはどういった備えをしていくことが最も必要だと思うかを聞いています。

あとはヘルプカードについてもここで質問しています。

次、15ページにまいります。

10番は障害者の権利擁護、理解促進について聞いています。ことしの4月から障害者差別解消法が施行されましたので、そのこともありますし、権利について差別や嫌な思いをしているかどうか、あとは理解が進んでいると感じているかどうか、成年後見制度を使うことについてどう思うのかということをご聞いています。

最後、16ページにまいります。

16ページは総括となっております、今後の障害者の施策について満足しているのか、あとはどういった施策が今後重要だと考えているのかというところを聞いています。

最後に、枠が少ないですけれども、自由な意見をここで記入していただくところになって、全てで16ページとなっています。

説明は簡単ですが、以上です。

○小川障害福祉課長 一応これ、今回の **さんのは**資料の紙なんですけれども、先ほど申しあげました身体、知的、精神、難病と、それぞれこの紙の色を色分けして、内容的には全く同じもの、そういう意味で全てルビが振ってあります。そういう形でお送りをして、

それぞれの障害別の集計ができるようにということを想定しております。ですから、基本的な集計方法としては全体と、それから先ほど申し上げました障害別の割合等を出すところが基本的な集計方法になっていると思います。

ただ、それぞれの設問によっては必要な形でクロス集計、年代別だとか、地域別もできる、それと前回調査との比較というのもどうですかね。

○F氏 それも必要だと思いますので、前回の集計票もあればですけど。

○小川障害福祉課長 ちょっとそこら辺も集計の方法として工夫してまいりたいと思います。

あと、高次脳と発達障害のところも新たに加えて、なかなか高次脳機能障害、発達障害のところは実は把握がしづらいですね。恐らく発達障害の方でも手帳を持っていたり、他の手帳を持っていてそれと重複しているとかいう方なので、全数を把握することは無理なんですけど、それでもその中でどういう困り事があるのかというのをちょっとここで把握して、先ほどのこの計画の中にもある相談支援というのをそこにつなげていきたいなという思いが、欲張った形なんですけれども、加えております。

○部会長A これは12月の。

○小川障害福祉課長 そうですね、15日ごろ配付して、年内での回収。

○部会長A 29日までに投函ということですね。

○小川障害福祉課長 そうですね。

○部会長A その後集計等で、先ほどご説明ありましたように、2月のこの場で集計結果の中間報告を速報値みたいにさせていただくので、資料をもらうという風な流れですね。

○小川障害福祉課長 タイトになりそうですけれども。

○部会長A そうですね。悉皆調査ということで、前回の58.2%という回収率だったという話ですので、もっと上がって。市外にお住まいの方だったりするとかなり難しいところもあるかもしれませんね。

○小川障害福祉課長 一応施設入所の方は施設宛てにお送りして、支援員さんに手助けしていただいて書いてもらったり。あと

○部会長A そうですね。

では、アンケート調査の事前調査票についてということで、何か委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員B ネットワークの委員Bです。

これ、ちょっと視覚障害者から見ると、これを送ってくるんですよ。

○小川障害福祉課長 はい、まことに。

○委員B 多分、1級、2級、3級とかぐらいの人だとかなり難しく、これだけ長いと家族もなかなか協力してくれないところが多いと思うんですけども、その辺何か考えていますか。

- 小川障害福祉課長 正直、具体的な策というのは。
- 委員B 例えば、これ答えるための居宅介護の時間をふやすとか。
- 小川障害福祉課長 その辺は応相談で。
- 委員B じゃないと、これ結局、視覚障害者が回答できないといたら、視覚障害者の意見が反映されないというだけですから。
- 小川障害福祉課長 そのくらいだったら何とか。
- 委員B ちょっと考えていただかないと。
- 小川障害福祉課長 何かそのために特別な手立てをしろと言われるとちょっと厳しいんですが、そういうヘルパーさんを。
- 委員B ヘルパーさんに読んでもらって、答えるための時間の時間をちょっとふやしてくれるとか何かやらないと、ちょっと視覚障害者、アンケートに答えることができません。
- 小川障害福祉課長 はい。本当、そこのところはいろいろ工夫をすればいろいろやり方があると思うんですが、今回こういう形になっていますので、ヘルパー、そういうことであれば。
- 部会長A 部会長Aです。
デイジーだとか、今度まだあれか、市のホームページのリニューアルってまだ先の話なので……
- 小川障害福祉課長 そうなんですね。
- 部会長A この紙ベースのものを読み上げソフトみたいなことで、特別のご自宅で読み上げサービスみたいのを受けるところはまだ時間がかかる。
- 小川障害福祉課長 そうですね。ホームページのほうの対応が。
- 部会長A ほかにいかがでしょうか。すみません、部会長Aからですが、7ページの住まいや生活についてというところで、どのように暮らしていますか。1人で暮らしている等々というのがありますが、あまり関係ないのかな。家族・親族と一緒にというふうにならっているんだけど、結婚されて、ご夫婦を中核にして暮らしている場合と、家族・親族といっても知的障害の場合が多いですけども、結婚はしていなくて、先ほどもあったように、年とった両親だとか、お母さんかお父さんどっちかみたいな形態があるので、そのあたり、生活のしづらさに関する調査じゃなくて、もうちょっと何か、あまり詳しく過ぎてもつけるほうは嫌になっちゃうと思うんですけども、家族・親族と一緒にということでもいいかどうか。
- F氏 ここで聞きたいのは、そもそも介助をする人がいるのかいないのかということで、取っかかりです。
- 小川障害福祉課長 そっちで把握できる。
- F氏 そうですね。

○小川障害福祉課長 22ページ目のところに、現在一緒に暮らしている人は次のどなたですかということがあって、ここで例えばお父さんとかお母さんと暮らしているか配偶者と一緒かというところで、ここで把握はできる。

○部会長A そうすると、クロス等々をかけると経過は読める。

○小川障害福祉課長 そうです。

○部会長A わかりました。はい結構です。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、後でこれはというのがもしあれば、事務局のほうにご連絡いただくとかいうことでご対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

そうしますと、議事としては3点ここまですけれども、3、その他というのがございますが、事務局からあるということで。

○小川障害福祉課長 そうです。どうも長い間、ご審議ありがとうございます。

最後に連絡事項的なことございますが、1点目は全体会のスケジュールということで、まずお配りした資料、横長のものがございます。こちらはできたらご予定がわかりましたらば、この後ご記入して、きょう回収できればと思います。

それから、同じく会議の日程なんですけれども、この第2回の障害者部会ですけれども、2月の第2週、14日の火曜日から17日の金曜日のいずれかで設定したいというふうに考えております。時間につきましてはきょうと同じ7時からということで予定しておりますが、事務局の希望としては14日の火曜日という日が第1候補というふうに考えておりますが、委員の皆様のご都合、いかがでしょうか。今の時点でだめという方はいらっしゃらない。委員Cさん、大丈夫。

○委員C 大丈夫です。

○小川障害福祉課長 はい。じゃあ、今の時点で14日だめという方がいらっしゃらなければ、14日の火曜日午後7時からということで、場所はここ、この中央公民館視聴覚室が確保できますので、その日程でということで改めてご通知は差し上げます。

先ほどの全体会のほうの日程につきましては、もしきょうどうしても書けないということであれば、後ほど記入してお送りいただくということで、提出いただくということでもよろしくお願いいたします。

2点目です。お配りしました障害者理解促進事業のチラシについてです。計画の実施状況の中でもご報告いたしました。が、本年度は各年度ごとに障害別にテーマを定めて実施しておりますが、肢体不自由をテーマにして実施しようということで、それらの当事者の団体ですとか、市内の事業所、みんなの家さんも協力していただいております。そういう中で、今回は、前回までは一般市民の方対象ということでしたが、お子さんを中心に理解を深めていただくというのが取り組んでみたらどうかということですので、主な対象を小学生、中学生ということで定めて、楽しみながら障害についての理解を深めていただけるよ

うな設定を考えました。クイズやゲーム、タイトルもどこか聞いたことがあるようなタイトルになっていますけれども車いす・ふしぎ発見！というタイトルで実施をします。

そういうクイズゲームをし、ことしパラリンピック、リオで開かれまして、その中でも注目を始めたボッチャなどのスポーツを取り入れてやろうということにしております。

今、オープニングのために、ここには車いす特別合唱団と書いてありますけれども、皆さんで合唱団をつくって、練習を5回ほどして、当日に臨もうということで頑張っておりますので、見学のみ参加ということでも可能ですので、ぜひお子さんのグループじゃない方は見学ということで、直接会場にお越しいただいてもいいということですので、ごらんいただければというふうに思います。

そんなこんなの取り組みをしておりますので、ぜひご協力をお願いできればというふうに思います。

以上です。

○部会長 A そちらはよろしいですか。

○小川障害福祉課長 そちらはそうですね、前々からご案内しておりますが、総合福祉センターは～とふるのほうがこの10月1日に開設をいたしまして、無事運営を始めました。中を開いていただきますと、左側に書いておりますさまざまな事業を掲げております。旧みのり福祉園を引き継ぐということで、生活介護や就労継続支援B型、それから地域活動支援センターの事業はそちらを引き継ぐということで実施をしております。

それプラス、これを機にさまざまな事業を実施していただくということで、主に障害部門の事業、それから地域交流部門として集会室ですとか喫茶、売店、それから高齢の部門として特別養護老人ホームの設置ということとなっております。喫茶のところではコーヒーなんかサービスを始めていますので、お近くへお立ち寄りの節はぜひコーヒーを飲んで、作業所の作品なんかも展示して、販売しております。みんなの家のカップも使っているんです。

○委員 A ありがとうございます。

○小川障害福祉課長 そういうことで、何でしょう、地域福祉の拠点というような性格を持って運営をしていただくことになっておりますので、ぜひお立ち寄りいただければと思います。

○部会長 A よろしいでしょうか。では、そうしまして何か委員の皆様からありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に何かなければ次回の会は来年のバレンタインデーということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、以上をもちまして本日の部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

○小川障害福祉課長 どうもありがとうございました。では、日程表のほう、もしご記入

お済みでしたら事務局のほうで回収しますので。